

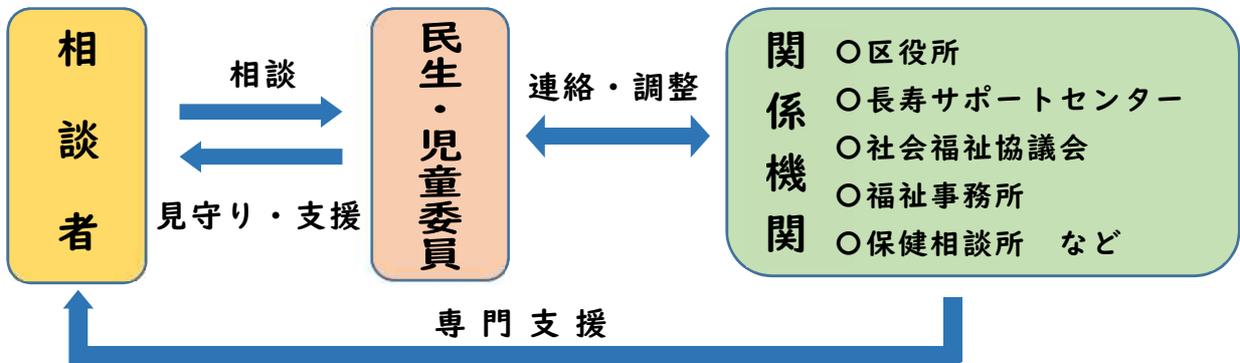
ご存じですか？

民生・児童委員制度

民生・児童委員とは

民生・児童委員は、地域住民の悩みやお困りごとにその方の立場に立って相談に応じ、それぞれの内容に応じて適切な福祉サービスや関係機関につなげる地域のボランティアです。

高齢者や障害者、子育て世帯等幅広くご相談に応じる「地域の身近な相談相手」の役割を担います。



民生・児童委員の職務

相談・支援

地域でお困りの方からの相談に応じ、関係機関につなぎます。

関係機関との連携

対象者に対する見守りや声掛けを関係機関からお願いされます。
また、関係機関が主催する会議などに可能な範囲で出席いただきます。

関係機関からの協力依頼

区やその他機関から協力をお願いされることがあります。
例) 敬老祝金の贈呈、児童扶養手当受給者の現況調査、
児童館や子ども家庭支援センターでのお手伝い 等

民生・児童委員の身分

特別職の公務員になります。そのため、相談中に把握した情報に関しては守秘義務があります。また、任期は3年です（再任が可）。

民生・児童委員には法律により「報酬」は支給されませんが、活動費（その活動に必要な実費）が支給されます。

月額 10,500円（定額）

民生・児童委員が不足しています

民生・児童委員は、「身近な相談相手」として区内すべての地域に割り当てがされています。しかし、高齢化や働き方の変化などにより担い手が減少しています。

民生・児童委員は、地域福祉の中で非常に大切な方々ですので、候補者がいらっしゃいましたら、ぜひご推薦ください。

こんな人が向いています

- 地域に貢献したいという意欲のある方
- 普段の生活で、できるだけお住まいの地域にいられる方
平日働いている方でも、お休みの日や空いた時間に活動していただくことが可能です。
- 相談者の立場に立って物事が考えられる方

* 民生・児童委員の要件（抜粋）

- 基準日（令和4年12月1日）時点で70歳未満の方
- 江東区議会議員選挙権を持つ方 （S.27.12.2以降にお生まれの方）

民生・児童委員は一人きりではありません

- 委員同士の集まりが定期的にありますので、悩みごとや困っていることなどを地区会長や先輩委員に相談できます。
- 相談支援の仕方や活動についての相談など、事務局に相談できます。
- 相談相手の悩みに対しては、関係機関と一緒に対応するので1人ですべて解決する必要はありません。

民生・児童委員の活動はやりがいがあります



自分の住む地域のことを知り、人と人との繋がりができました。
また、近隣の民生委員との交流も深まりました。



相談者の方から温かいお返事を頂いたり、相談者が笑顔になった時、民生委員になって良かったと感じます。

候補者の推薦は各町会・自治会長からいただいています。候補の方がいらっしゃいましたら、ぜひ下記までご連絡ください。また、町会・自治会に加入していないマンション等におかれましても、候補の方がいらっしゃいましたらまずは下記までご連絡ください。

事務局：江東区福祉部福祉課福祉管理係
電話：03-3647-4318
FAX：03-3647-9186



スポーツと人情が熱いまち
江東区